

事前評価調書

I 事業概要		
事業名	治山事業（水源地域整備事業）	
地区名	北設楽郡豊根村上黒川他	
事業箇所	北設楽郡豊根村上黒川他	
事業のあらまし	水資源の確保上重要な地域において、水源涵養機能を高度に発揮させるため、荒廃溪流の復旧整備及び荒廃森林の整備を総合的に実施する。	
事業目標	【達成（主要）目標】 谷止工23個を設置するとともに森林整備を実施し、荒廃溪流及び荒廃森林の保全を図り、該当地区の森林の水源涵養機能が高度に発揮される状態にする。	
事業費	事業費	
	内訳 470百万円 ■工事費 453百万円、■用補費 2百万円、■その他 15百万円	
事業期間	採択予定年度 平成25年度 着工予定年度 平成26年度 完成予定年度 平成30年度	
事業内容	谷止工23個を設置するとともに森林整備を実施する。	
II 評価		
①事業の必要性	1) 必要性	当該地域では、溪流の荒廃の進行及び森林の手入不足により、山地災害の発生の恐れが懸念されている。地元からの事業実施の要望も強いため、治山事業の実施が必要である。
	判定	A A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。
②事業の実効性	1) 事業計画	平成26年度から年度別計画に基づき、委託・工事を470百万円で行う計画となっている。 事業期間は平成26年度から平成30年度までで、総事業費は470百万円の予定である。
	2) 地元の合意形成	合意済み
	判定	A A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 地域住民の生命・財産を守る上で事業実施が必要である。
III 対応方針		
妥当	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。	
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容		
■対象（事業完了後5年目） □対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 【主な評価内容】		